

2026 年度 U-14 茨城クラブリーグ 実施要項

1 主 旨

- ・ U-14 世代の選手が「個」を磨き、次なるステップへ進むための土台を固めることを重視する。
- ・ U-14 年代において、拮抗したレベルでの公式戦機会を、年間を通じて確保し、選手のモチベーション維持と成長を最大化すること。
- ・ リーグ戦を通してクラブユース連盟内の交流を深めること。

【リーグ戦を行うメリット】

- ① 長期に渡るリーグ戦の実施で、選手・指導者に M-T-M（試合—練習—試合）の良い環境を提供できる。
- ② 実力が拮抗したチームとの対戦を通して成果と課題を明確にし、互いに切磋琢磨することでレベルアップできる。
- ③ 各チーム指導者がマッチメイクする必要がなくなり、年間を通じて計画的に試合を行うことができる。

2 名 称 2026 年度 U-14 茨城クラブリーグ

3 主 催 茨城県クラブユースサッカー連盟

4 期 間 2026 年 3 月～2026 年 11 月

前期：①3/15(日)、②3/21(土)、③4/12(日)、④4/18(土)、⑤5/16(土)、⑥5/30(土)、⑦6/14(日)

予備日：6/20(土)、6/21(日)、6/27(土)、6/28(日) **前期最終期日：7月末**

後期：①9/12(土)、②9/22(火)、③10/4(日)、④10/18(日)、⑤11/3(火)、⑥11/14(土)、⑦11/21(土)

予備日：11/28(土) **後期最終期日：12月末**

※諸事情で実施できなかった場合には別日を使って実施することも可とするが、各チームとも前後期各 4 回のみ日程の変更しか認めない。

5 会 場 各所属チームが、各地域施設を準備する。

6 参加資格

- (1) (公財)日本サッカー協会第 3 種加盟登録し、茨城県クラブユース連盟に登録したチームもしくは準加盟チームであること。
- (2) 上記 (1) のチームに登録された選手であること。
- (3) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属する同一下部組織第 4 種登録選手および、同一クラブ内の同じ年代の女子登録選手は、移籍手続きなしでの出場を認める。
- (4) 選手の移籍は本リーグ期間中に 1 回のみ認められ、最大 2 チームで出場する資格を有する。本リーグ期間、本リーグに登録した同一選手が異なるチームへ移籍し再び本リーグに参加しようとする場合、移籍先のチーム責任者は事務局まで連絡し承認を得ること。
- (5) 出場チームには、中学 2 年生 (2026 年度) の登録選手が 1 名以上いること。
- (6) 同一クラブからの複数チーム出しは認めない (2026 年度)。
- (7) 出場選手は、他のチーム (中体連含む) に二重登録されていないこと。

7 参加チームのリーグ編成

- (1) トップリーグ (U-14 クラブリーグ) : 16 チーム (8 チーム×2 グループ編成)。前年度 U-13 リーグの結果を反映して決定する。
- (2) セカンドリーグ : 8 チーム×1 グループ編成。トップリーグ以外の参加チームで編成する。
※参加チーム数により編成を変更する場合がある。最終的な編成は別途通知する。

8 競技方法

- (1) 前期（1 周目）および後期（2 周目）の 2 ステージ制とする。
- (2) 前期は各グループ内で総当たり戦を行う
- (3) 後期は 1 周目の結果に基づいて、トップリーグは上位グループと下位グループに、セカンドリーグとの入れ替えを含め再編し、それぞれのグループ内で総当たり戦を実施する。セカンドリーグも総当たり戦を行う。（※別紙参照）なお、後期のセカンドリーグは新規チームが加わる場合がある。
- (4) 各日程の対戦は、1 チーム 1 日 1 試合を原則とする。
- (5) 試合時間は、35 分ハーフ（インターバル 10 分）とする。試合途中で飲水タイムを設けた場合（30 秒～1 分を目安）、空費された時間としてアディショナルタイムに加算する。
- (6) ピッチサイズは原則として 105m×68m とするが、会場の都合によりこれに準ずるサイズでも可とする。
- (7) 順位決定方法は、勝ち 3 点、引き分け 1 点、負け 0 点の勝ち点により、勝ち点の多い順に決定する。ただし、勝ち点の合計が同一の場合は、以下の項目に従い順位を決定する。
 - ① 当該チーム同士の対戦成績（勝ち点→得失点差数→得点数）
 - ② 全試合のゴールディファレンス（総得点－総失点）
 - ③ 全試合の総得点
 - ④ 上記の①～③の全項目において同一の場合は、抽選（事務局による）により決定する。

9 競技規則

- (1) （公財）日本サッカー協会制定の『2025/26 サッカー競技規則』による。
- (2) 選手登録は提出したメンバー表に記載のチーム所属選手とし、各試合の出場登録は、登録選手最大 25 名、ベンチ入り登録は監督・コーチ等のスタッフ 5 名までとする。
- (3) チーム責任者は登録選手証（写真の添付されたもの）とメンバー表、警告退場記録表を試合会場に持参する。メンバー登録用紙は、当日出場予定の選手の背番号を記入し、先発の 11 名に○印、交代要員は最大 14 名までの選手に○印を記入する。※メンバー登録用紙と登録選手証の登録順番を合わせること。
- (4) 各試合開始時刻 60 分前までに試合を行う当該の 2 チームの代表者が集まり、マッチコーディネーションミーティングを開催する。メンバー登録用紙（2 部）、登録選手証、警告退場表を本部に提出、両チームユニフォームの決定、諸注意事項等の確認を行う。
審判（主審・副審）・本部の割り当ても事前に審判を行う当該チームで決めておく。
- (5) 交代の手続きは登録した選手の交代要員の中から 9 名までの交代が認められる。交代の手続きには各チームが準備した交代用紙を使用する。交代回数は、後半は 3 回までとする（ハーフタイムを除く）。脳震盪による交代が適用された場合は、脳震盪による交代用紙を別途使用する。（交代人数および回数には含まれない。）
- (6) 本リーグではテクニカルエリアを採用する。その都度ただ 1 名の役員のみがテクニカルエリアから戦術的指示を伝えることができるものとする。
- (7) 試合球は各チーム持ち寄りとする。検定球を使用すること。
- (8) 各チームの登録選手証は、JFA 発行の登録選手証（電子登録選手証を印刷したもの・登録選手一覧を印刷したもの）を持参しなければならない。写真貼付により、顔の認識ができるものであること。試合開始前に本部担当チームがメンバー表と照合し確認を行う。メンバー登録用紙提出時に選手証を提示できない選手はその試合に出場することができない。
- (9) 登録証不携帯の選手は当該試合への出場を認めないが、電子登録証（写真が登録されたもの）が確認できる場合は出場を認めるものとする。ただし、年度替わりや追加登録の場合は、（公財）日本サッカー協会 Web 登録の写し（ステータスの欄が承認済みのもの）を持参すること。

10 ユニフォーム

- (1) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）は正の他に副として、正と異なる色のユニフォームを必ず携行すること。

- (2) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、主たる色が同系色であれば着用することができる。(ビブス等も可) また、デザインが異なるユニフォームを着用する場合には、審判及び対戦チームに事前に通達する。※この適用は本リーグのみに認められる。(上位大会では認められない場合がある)
- (3) 審判と同一または類似のシャツを用いることはできない。ゴールキーパーについても同様である。
- (4) シャツの背面に必ずメンバー表に登録された番号をつける。番号は見やすいものとする。
- (5) アンダーシャツ、アンダーショーツ、タイツの色は問わない。ただし、チーム内で同色のものを着用する。
- (6) ソックスにテープまたはその他の材質の物を貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (7) その試合において着用するユニフォームは、両チームの立ち合いのもとに主審が決定する。また、主審は両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ、ソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定する。
- (8) ゴールキーパーが試合中に何らかの理由で試合が続行できなく控えのゴールキーパーもいない場合、フィールドプレイヤーはゴールキーパーをすることができる。その際、ゴールキーパーとなるフィールドプレイヤーが両チームのフィールドプレイヤーと容易に識別できる色のビブス着用での対応を可とする。その場合のビブスの番号は問わない。ただし、ゴールキーパーがフィールドプレイヤーとして出場するときは、フィールドプレイヤーのユニフォームを着用すること。
- (9) ユニフォームの広告表示については、(公財)日本サッカー協会『ユニフォーム規定』に基づき、(公財)日本サッカー協会において承認された場合のみこれを認める。

11 懲罰

- (1) 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本リーグの次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については(公財)日本サッカー協会懲罰基準に準拠して本リーグ実施委員長とリーグ事務局で協議の上決定する。
- (2) 本リーグ期間中にリーグ実施委員長とリーグ事務局において出場停止処分の罰則が決定されながら、本リーグの終了後に残存した出場停止処分については、本リーグ終了時をもって効力を失う。
- (3) 本リーグでの累積警告については以下の通りとする。
累積された警告が 3 回となった場合、自動的に本リーグの次の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処分を本リーグ実施委員長とリーグ事務局で協議の上決定する。
- (4) 同一試合で 2 回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本リーグ次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし 2 回の警告は累積されない。本リーグの終了後に残存した出場停止処分については、本リーグ終了時をもって効力を失う。
- (5) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本リーグ終了時をもって効力を失う。
- (6) 本リーグでの警告累積数は、出場リーグごとの累積とする。出場リーグを超えての持ち越しはしない。
- (7) 本リーグでの出場停止処分は、出場リーグごとの処分とする。出場リーグを超えての処分は行わない。
- (8) 出場資格がない選手(ブロック選手含む)が本リーグの試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とする。この該当チームの懲罰についてはリーグ実施委員長とリーグ事務局にて協議の上決定する。
- (9) メンバー登録用紙の提出と登録選手証を提示できないチームに関しては、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの不戦敗として試合を打ち切る。両チームが選手証不携帯の場合は、無効試合とし両チーム勝ち点 0 とする。
- (10) 試合開始時にスタートメンバーが 7 名揃っていない場合はそれが判明した時点で没収試合とし、当該チームの不戦敗として試合を打ち切る。両チームのスタートメンバーが 7 名揃っていない場合は、無効試合とし両チームとも勝ち点 0 とする。
- (11) 前期および後期リーグで、チーム都合による試合の日程変更を規定回数の 4 回を越えて行ったチームは、それが判明した時点で没収試合、不戦敗とする。
- (12) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)正の他に副として、正と異なる色のユニフォームを携行していないチームは、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの不戦敗として試合を打ち切る。両チ

ーム携行していない場合は、無効試合とし両チーム勝ち点0とする。

- (13) 試合が一方の責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは不戦敗とする。
- (14) 出場資格がない選手の出場や、規定回数を超えた日程変更、またはチームの責に帰すべき事由により開催不能となった場合の没収試合、不戦敗については、当該チームを「0-3の敗戦」とする。
ただし、当該リーグにおいて「3点以上の得失点差（例：0-4、0-5など）」が発生している場合は、そのうち最大得点差のスコアを適用し、不戦勝チームに勝ち点3と得点を与えるものとする。
- (15) ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上（公財）日本サッカー協会懲罰規程に基づき、本リーグ実施委員長とリーグ事務局で協議の上決定する。

12 参加申し込み

- (1) Google フォームにて申し込み
（前期リーグは2025年12月28日まで、後期リーグは新規加盟クラブのみ2026年6月30日まで）
- (2) 必ず傷害保険に加入すること

13 審判

- (1) 主審は各チーム有資格者を帯同して行うことを原則とし、第3者の審判運営による結果をもって公認されるものとする。各チーム都合での対戦する当該チーム同士での審判を行う自主運営は認めない。ただし、悪天候などの理由により日程が消化できなかった場合など、無理が生じた場合は当該チーム同士での自主運営としてもよい。
- (2) 副審は有資格者を推奨するが、ルールを把握している選手でも可とする。
- (3) 主審・副審・本部のうち必ず1名以上の成人有資格者を配置すること。
- (4) 試合開始30分前までに、主審を中心に審判打合せを行うことが望ましい。

14 参加費

会場ごとにかかる経費で決定し、会場ごとに徴収する。

15 傷害補償

- (1) 選手送迎中の事故については、チームの責任において対処する。
- (2) 試合中の一切の疾病、負傷等については、チームの責任において対処する。
- (3) チーム（選手・指導者）は、傷害保険に必ず加入する。

16 その他

- (1) 本リーグの結果は、U-14 クラブユース選手権（既存大会）にはつなげず、本リーグ内での順位決定のみ用いる。（2026年度）
- (2) 次年度リーグ参加への影響：没収試合、または無効試合を起こしてしまったチーム、定められた期限内に試合を行えなかったチームは、次年度の本リーグ参加については、大会事務局と十分ヒアリングを行い再発防止に努めるものとする。
- (3) 悪天候時の態度決定は会場担当チームの責任者が行い、雨やその他の理由でのゲームの延期に関しては、当日の朝までに当該チームで決定する。延期したゲームについては、会場担当チームの責任者が改めてマッチメイクをし、責任をもって実施する。
- (4) 会場担当が決定した会場にて開催する。
- (5) 各チームの都合で試合が延期になった場合には、原則として延期したチームが責任を持って日程調整を行い、会場確保を努める。
- (6) 各チームは会場における注意事項を守るとともに、サッカー関係者としてのマナーに十分心がけ、会場使用上の注意に従うこと。また、応援に来場されるチームの保護者等の関係者にも会場利用注意事項や観戦マナーの協力を必ず周知する。

- (7) 服装, 髪型, 態度等については, 選手としての自覚と各チームにおける指導により, 適切な状態が保たれるようにする. 不適切なものについては改善を指示する.
- (8) 悪天候や雷等で中断し, 当日中に試合の再開が不可能な場合は, 別途再試合を行うものとする. ただし, 中断が後半 15 分を経過し再開不可能となった場合は, その時点での結果を持って試合成立とする.
- (9) 気温が高い日の試合に関しては, (公財) 日本サッカー協会から発行された「熱中症対策ガイドライン」に沿って対策を講じる.
- (10) 不測の事態でリーグ戦が円滑に進行できない場合や, 想定外の事象が起きた場合は, 臨時茨城県クラブユース連盟役員会を開き, 決定する.
- (11) 本実施要項は, 【茨城県クラブユースサッカー連盟役員会】において改廃できる.

令和 8 年 3 月 1 日 施行

リーグ実施委員長 岩崎 勇二 (茨城県クラブユース連盟理事長)

リーグ事務局 アウルフットボールクラブ取手 山本 康樹

(前期)

トップリーグ A 幹事: D0 サッカークラブ 伊藤 吏輝

トップリーグ B 幹事: カシマアカデミー 川上 翔太

セカンドリーグ 幹事: トラウム SV 山田 大嗣

※後期の幹事は前期終了後に決定する